

# 中小企業等基盤強化税制について

中小企業者が設備投資を行った場合に、**特別償却(30%)**又は**税額控除(7%)**が認められる制度です。

1	対象業種	卸売業・小売業・サービス業	
2	対象事業者	資本金が1億円以下の法人、常時使用する従業員が1000人以下の個人	
3	機械・装置	対象	すべて
		取得価額	1台280万円以上
4	器具・備品	対象	原則としてすべて※1
		取得価額	1台120万円以上※2

※1 電子計算機、電子式金銭登録機、携帯式ターミナル装置については、財務省令で要件が定められています。  
 ※2 電子式金銭登録機、携帯式ターミナル装置については、合計額で判定します。

## 中小企業等基盤強化税制のメリット

この制度を使うことにより、事業に使用し始めた年度の減価償却費を増やしたり(特別償却制度)、一定の税額の控除を受けること(税額控除制度)ができます。結果、事業に使用し始めた年度の納税額が少なくなります。

### 特別償却制度

特別償却制度とは、**取得価額の30%を、通常の減価償却とは別に追加計上できる制度**です。通常の償却費はそのままに、さらに追加で特別償却費を計上することができるので、該当資産を事業に使用し始めた年度の減価償却費が大きくなり、その事業年度の納税額が少なくなります。

《参考例》

事業年度:平成21年4月～平成22年3月 特別償却前の課税所得金額:800万円  
 機械の購入・使用開始月:平成22年3月 機械の取得額:1000万円

特別償却の効果の検証

(単位:万円)

項目	特別償却あり	特別償却なし	効果
①特別償却前課税所得	800	800	—
②特別償却費	300	0	300
③課税所得(①-②)	500	800	▲300
④法人税額(③×18%)	90	144	▲54

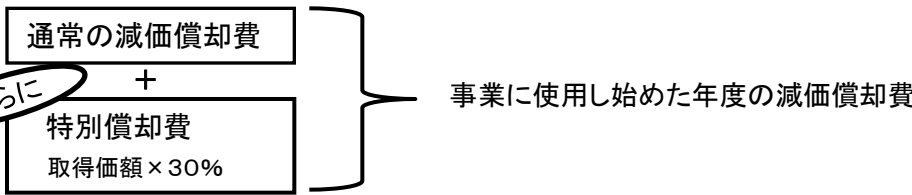
54万円の軽減

税額控除の効果の検証

(単位:万円)

項目	税額控除あり	税額控除なし	効果
①課税所得	800	800	—
②法人税額(①×18%)	144	144	—
③税額控除額	29	—	29
④納付法人税額(②-③)	115	144	▲29

29万円の軽減



### 税額控除制度

税額控除制度とは、**取得価額の7%かその事業年度の法人税額の20%を限度として、いずれか少ないほうを、その事業年度の法人税額から控除できる制度**です。直接的に税額を減らせるので該当資産を事業に使用し始めた年度の納税額が少なくなります。

